

表彰規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、京都市のスポーツの普及・振興において、永年の地道な努力やその功績を称え表彰するために、必要な事項を定めるものである。

(種 類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 優秀サポート賞

(対 象)

第3条 次の各号に該当するものを表彰する。

- (1) 功労賞
 - ① 加盟団体の役員として多年にわたり組織運営に尽力したもの
 - (2) 優秀サポート賞
 - ① 指導者、競技委員、その他加盟団体の所属員として多年にわたり事業や競技の運営・発展に携わり、特に功績のあったもの
 - ② ①に相当する優れた功績により加盟団体の長が特に推薦するもの
- 2 基準日は毎年4月1日とする。

(推 薦)

第4条 各加盟団体の長から、選考基準に該当すると認められるものについて公益財団法人京都市スポーツ協会会長（以下、「会長」という）に所定の推薦書を提出する。

- 2 各団体からの推薦は、各賞年に1名以内とする。
- 3 推薦書の様式は、別紙に定める通りとする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、推薦のあった候補者のなかから、選考委員会において選考し、会長が決定する。

(表 彰)

第6条 表彰は年1回、会長名による賞盾を授与して行う。ただし、必要な場合は随時行うことができる。

(補 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、平成25年12月12日から施行する。
- 4 この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この規約は、2022年4月1日から施行する。